

令和6年度 保育利用のご案内

利根町役場 子育て支援課 子ども福祉係
電話：0297-68-2211
〒300-1696 利根町布川 841 番地 1



保育所・認定こども園（2・3号認定子ども）・事業所内保育所の入園を希望される方は、子どものための教育・保育給付にかかる「認定」を受けて保育利用を申し込みいただく必要があります。このしおりをよくお読みいただき、利根町役場子育て支援課にて申請手続きをしてください。

利用希望する施設を決める際は、あらかじめ、お子さん同伴による見学のうえ、利用期間や利用者負担額（保育料）以外の費用などを必ず確認してください。
(見学する場合は、必ず施設に事前に連絡の上、日程を決めてください。)

認定こども園・事業所内保育所の施設利用にあたっては、利用調整後、園との直接契約となります。(※幼稚園・認定こども園(1号認定・教育標準時間：朝～昼すぎの利用)の入園を希望される方は、「1号認定のご案内」のしおりをご確認ください。)

目次

1) 保育所・認定こども園・地域型保育とは	2P
2) 認定とは【2号・3号認定を受けて、保育の利用申し込みができる方】	4P
3) 入園までの流れ	6P
4) 申し込み方法	7P
5) 新規申請に必要な書類	10P
6) マイナンバーの記載と本人確認について	11P
7) 支給認定を受けると	12P
8) 利用調整(選考)	13P
9) 利用調整の結果、入園まで	13P
10) 入所してからの届出	15P
11) その他の保育サービス	16P
施設概要	18P
支給認定(現況)申請書兼入所申込書記入例	24P
利用調整基準	26P
利用者負担額基準表	28P



1) 保育所・認定こども園・地域型保育とは

○保育所……共働きなど家庭で保育ができない保護者に代わって保育を行う児童福祉施設等

＊利用時間：**朝～夕(0歳～満3歳未満)【3号認定が必要】**

// (満3歳以上～小学校就学前)【2号認定が必要】

(利用時間の前後に延長保育を行っています。利用料金等は各園にお問い合わせください。)

○認定こども園……保護者の働いている、いないに関わらず、**教育・保育を一体的に行う施設**

※2号・3号認定(保育認定)は、「保育を必要とする理由」が必要です。

認定こども園の類型

- ・保育所型認定こども園(文間保育園) 保育所(保育)＋幼稚園機能
- ・幼保連携型認定こども園(布川保育園) …幼稚園(学校)＋保育所(保育)
- ・幼稚園型認定こども園(利根二葉幼稚園・利根大和幼稚園) …幼稚園(学校)＋保育所機能

＊利用時間：①朝～昼すぎ(満3歳～小学校就学前)【1号認定が必要】

(利用時間の前後や長期休業中に預かり保育を行っている園もあります)

②朝～夕(0歳～満3歳未満)【3号認定が必要】

// (満3歳以上～小学校就学前)【2号認定が必要】

(利用時間の前後に延長保育を行っています。利用料金等は各園にお問い合わせください。)

※施設によって受け入れ可能年齢が異なります。

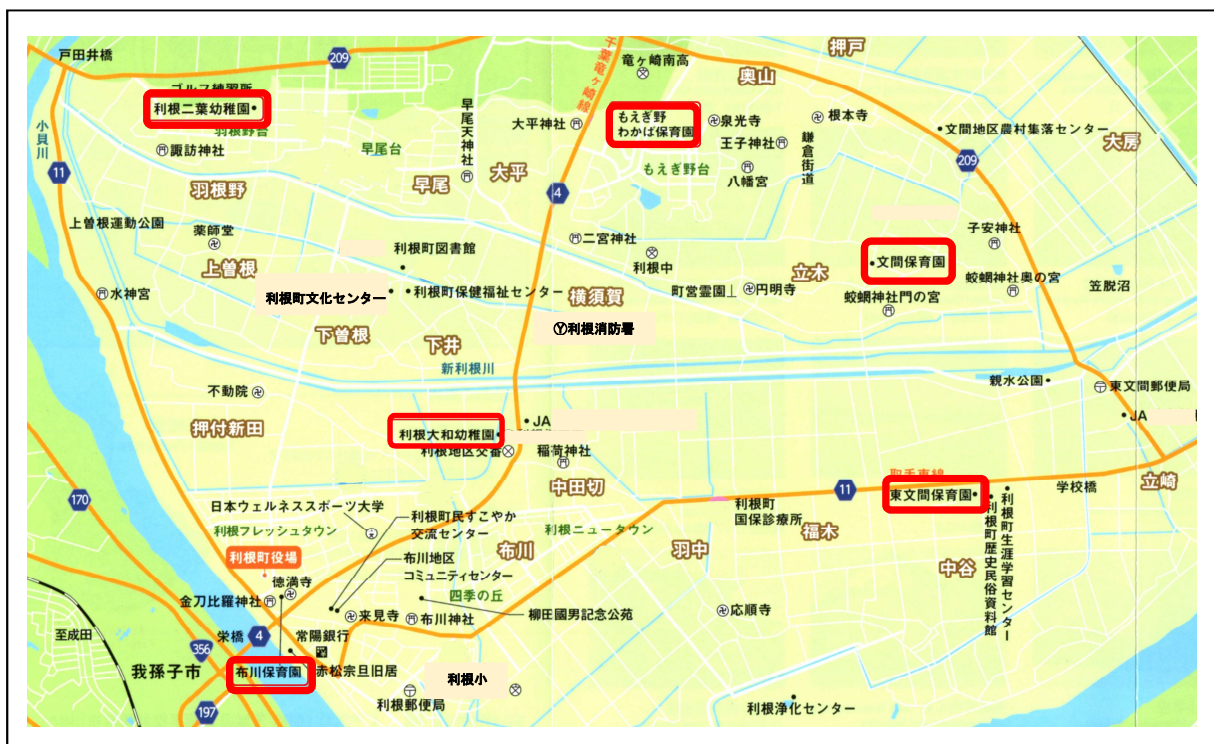
○地域型保育……0歳から2歳の子どもを少人数で保育する事業

- ・事業所内保育…事業所の保育施設などで従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育します。

＊利用時間：**朝～夕(0歳～満3歳未満)【3号認定が必要】**



認定こども園・保育所・事業所内保育所 マップ



利根町内にある児童福祉施設等	
認定こども園（保育所型）	文間保育園（私立）（1号 15名, 2号 33名, 3号 27名）
	住所：立木755番地 電話：68-3194
	開園時間（平日）：午前7時～午後7時
	開園時間（土曜日）：午前7時～午後6時
	対象年齢：生後6か月以上
認定こども園（幼保連携型）	布川保育園（私立）（1号 15名, 2号 22名, 3号 18名）
	住所：布川3003番地2 電話：68-3501
	開園時間（平日）：午前7時～午後7時
	開園時間（土曜日）：午前7時～午後6時
	対象年齢：生後6か月以上
認定こども園（幼稚園型）	利根二葉幼稚園（私立）（1号 25名, 2号 22名, 3号 8名）
	住所：羽根野850番地 電話：68-4633
	開園時間（平日）：午前7時～午後6時
	開園時間（土曜日）：
	対象年齢：1歳児以上
	利根大和幼稚園（私立）（1号 15名, 2号 18名, 3号 12名）
	住所：布川2070番地 電話：68-3438
	開園時間（平日）：午前7時30分～午後6時
開園時間（土曜日）：	
認可保育所	東文間保育園（私立）（2号 24名, 3号 16名）
	住所：中谷1005番地1 電話：68-2303
	開園時間（平日）：午前7時～午後7時
	開園時間（土曜日）：午前7時～午後6時
	対象年齢：生後57日以上
事業所内保育所	もえぎ野わかば保育園（私立）（3号 12名） ・地域枠 3名：地域の方もご利用できます。 ・従業員枠 9名
	住所：もえぎ野台一丁目1番地8 電話：090-3241-3959
	開園時間（平日）：午前7時～午後7時
	開園時間（土曜日）：午前7時～午後6時
	対象年齢：生後57日から2歳児まで

- ・ 保育所等を利用できる期間や時間は、各園によって異なります。
 - ・ 町が決定する利用者負担額のほかに、施設（園）で徴収する実費徴収等があります。
 - ・ 掲載内容は、令和5年10月現在のものです。内容が変更となることもあります。
- 詳しくは、各園にて必ずご確認ください。



2) 認定とは【2号・3号認定を受けて、保育の利用申し込みができる方】

幼稚園※や認定こども園、保育所等を希望する保護者の方には、利用のための認定を受けていただきます。利用する施設と年齢等に応じてどの区分になるか決まります。

(※新制度に移行しない幼稚園は除く)

○1号認定…教育標準時間認定

お子さんが満3歳以上で、教育を希望する場合

【利用先】認定こども園（教育部），幼稚園

○2号認定…満3歳以上・保育認定

お子さんが満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合

【利用先】

保育所，認定こども園（保育部）

○3号認定…満3歳未満・保育認定

お子さんが満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合

【利用先】

保育所，認定こども園（保育部）

事業所内保育所

さらに…

就労等を理由とする場合、下のいずれかの保育時間に区分されます
(12ページ参照)

○「保育標準時間」利用

就労時間月120時間以上かつ月16日以上

○「保育短時間」利用

就労時間月64時間以上かつ月16日以上
(参考)

120時間＝7.5時間×16日

120時間＝6.0時間×20日

64時間＝4.0時間×16日

保護者のいずれもが次のいずれかの事由により、家庭においてお子さまの保育が困難な場合に、2号・3号認定を受けて、保育所・認定こども園（朝～夕）・事業所内保育所の利用を申し込みできます。

- 1 就労している（月64時間以上の就労）
- 2 母親が妊娠中又は出産前後である
- 3 疾病、心身に障害がある
- 4 親族の介護・看護をしている
- 5 災害（火災・風水害・地震等）の復旧にあたっている
- 6 求職活動中である（起業の準備を含む）
- 7 就学している
- 8 社会的養護の観点から保育の実施が必要と認められる場合（※虐待やDVのおそれがあること）
- 9 その他、上記に類する状況でお子さまの保育ができない場合

※事由を満たす場合でも、園の定員に余裕がない場合など、入園できないこともあります。

他の市町村の保育所・認定こども園（2号・3号認定）を利用する方も対象です。

※1～3号の認定は、住所地がある市町村で認定します。

保育年齢（入所クラス）早見表


令和6年度（2024年度）

年齢（クラス）	誕生日	就学前の期日
5歳児（クラス）	H30. 4. 2 ~ H31. 4. 1 (2018) ~ (2019)	R7. 3. 31 (2025)
4歳児（クラス）	H31. 4. 2 ~ R 2. 4. 1 (2019) ~ (2020)	R8. 3. 31 (2026)
3歳児（クラス）	R 2. 4. 2 ~ R 3. 4. 1 (2020) ~ (2021)	R9. 3. 31 (2027)
2歳児（クラス）	R 3. 4. 2 ~ R 4. 4. 1 (2021) ~ (2022)	R10. 3. 31 (2028)
1歳児（クラス）	R 4. 4. 2 ~ R 5. 4. 1 (2022) ~ (2023)	R11. 3. 31 (2029)
0歳児（クラス）	R 5. 4. 2 ~ R 6. 4. 1 (2023) ~ (2024)	R12. 3. 31 (2030)
	R 6. 4. 2~ (2024)	R13. 3. 31 (2031)

※令和6年（2024年）4月2日以降にお生まれの方は、令和7年度（2025年）も0歳児クラスとなります。



3) 保育所・認定こども園（2号・3号認定）・地域型保育の入園までの流れ

準備	<p>申請書類は、子育て支援課、保育所等で配布します。町公式ホームページ（QRコード）からもダウンロードできます。</p> 
<p>認定の申請 利用の申し込み</p>	<p>受付期間内に、子育て支援課に提出してください。 提出書類 ①～⑤、証明書等（10ページ参照） ※町外の保育所等を希望される方は、受付期間が異なりますので、ご注意ください。</p>
支給認定証の交付	<p>提出書類から保育の必要性を確認し、認定証を交付します。認定証は保育所等入所に必要となりますので、大切に保管してください。</p>
利用調整	<p>利用調整やその後の手続き等に必要な個人情報については、町から児童福祉施設等に情報提供されます。 毎月20日頃に利用調整会議を行います。利用調整基準に基づき選考し、希望保育所等への入所を決定します。 ※4月1日入所については、2月の利用調整会議で選考されます。</p>
結果通知	<p>【新入園児】新規入所 保育所等入所の決定後、3月上旬までに「保育所等入所承諾書」を通知します。保育料を町で徴収する施設（東文間保育園・管外保育施設）に入所が決定した方は、常陽銀行またはJA水郷つくばにて保育料引き落とし口座の登録をしてください。（口座名義は保護者又は児童） 入所できない場合には、「保育所等利用調整結果通知書」を通知します。一度申請を提出していただくと、当該年度内は翌月以降も自動的に審査が継続されますので、再度申請は必要ありません。ただし、家族状況や就労等の変更がありましたら、子育て支援課に速やかにご連絡ください。</p> <p>【在園児】現況届（継続入所） <u>在園児の現況届（継続入所）の児童については、「保育所等入所承諾書」は通知いたしません。</u>継続して入所ができない場合には、「保育所等利用調整結果通知書」を通知いたします。</p>
説明会・入所の準備	<p>入所決定後、各保育所等より入所準備等の説明会があります。入所前の健康診断、用品の準備など、各園にお問い合わせください。<u>認定こども園・地域型保育施設の利用は、園との直接契約となります。</u></p>
入所	<p>入所後、集団生活への適応などを目的として、<u>保育の実施よりも短い時間の保育（ならし保育）を実施</u>します。児童の年齢状況等により、ならし保育の期間は異なりますので、保育所等にご確認ください。</p>

4) 申し込み方法

(1) 申込受付窓口

利根町役場 正面右側1F（議会棟） 子育て支援課

(2) 申込受付日時

○令和6年4月1日入所の申し込み ※現況届(継続入所)も同じ期間で受付します。

令和5年11月16日(木)~12月15日(金)

午前8時30分から午後5時15分 ※土・日曜日・祝日を除く

12月6日(水)は、午後8時まで受付します。

※郵送による提出書類の受付は行いません。

申請書配布場所

- ・新規入所の方…子育て支援課、町内児童福祉施設等で受け取れます。
- ・現況届(継続入所)の方…各入所施設から配布されます。
- ・町公式ホームページからもダウンロードできます。

※町内に住所がある方で町外の保育所等を希望される方は、上記期間にかかわらず、早めにご相談ください。施設所在地の市町村により、受付期間が異なります。⇒ 8ページ(6)① 参照

○令和6年度年度途中入所の申し込み

希望月の前月15日までに申請書類を提出してください。

15日が閉庁日の場合には、その前の開庁日が締切日となります。

また、年度途中の入所日は毎月1日付けです。月の途中入所は扱っておりません。



(3) 申し込み対象者

- ・利根町在住または転入予定者で、利用希望月の初日に各施設が定めた対象年齢を経過しているお子さま。
- ・転入予定者は、利用希望月の前月の末日までに住民登録等をしていることが条件となります。
- ・転入予定者は、申し込み時に、町への転入予定がわかる書類(居住先の住所が分かるもの(賃貸借契約書や不動産売買契約書のコピー等)、実家の場合はその住所が分かるもの)を添付してください。⇒8ページ(6)② 参照

(4) 求職活動中の方

これから就労を希望する方も申し込みができます。ただし、就労が決まったら直ちに就労証明書を提出し、認定変更申請をしてください。最長でお預かりできる期間は、求職活動開始または退職した日の翌日から90日(3か月)後の末日です。※ただし、入所保留となった場合は、入所月から90日(3か月)後の末日です。

入所後に求職活動を開始する場合は、入所後2週間以内に求職活動をしていることがわかる書類(ハローワークカード等・転職サイトの画面等)を提出してください。

1カ月を目安に、求職活動の進捗状況の報告をしてください。(電話でも可)

(5) 育児休業の方

- ・育児休業から同じ職場に復帰する場合、申し込みができます。
- ・職場復帰（予定）日によって、利用希望可能月が異なります。就労証明書の育児休業等の欄で復帰日を確認します。
- ・1日～15日付けの復帰 ⇒ 復帰月の前月1日からの利用申し込みができます。
（例）5月1日復帰 ⇒ 4月1日からの利用申し込みが可能
- ・16日～31日付けの復帰 ⇒ 復帰月の当月1日からの利用申し込みができます。
（例）5月16日復帰 ⇒ 5月1日からの利用申し込みが可能
- ・育児休業終了予定日より前に保育所等への利用を希望する場合は、就労証明書に「入所できたら職場復帰可能です。」等の記入が必要になります。

(6) 広域利用（他市町村の保育施設等の利用）について

①他市町村の保育施設等を希望する方

- ・通常の町内保育施設等申請と同様、子育て支援課にて、所定の申請手続きを行っていただきます。事前に、相手方市町村の保育担当窓口にて、①申し込みが可能か、②申込受付期限、③必要書類などをご確認ください。
- ・他市町村においても、居住の方の利用を優先しているため、他市町村からの利用、特に低年齢児は、受け入れ困難な状況となっています。

②利根町に転入予定の方

- ・利根町での申請が必要です。入所希望月の前月末までに利根町への転入ができ、且つ申込み期限までに申請書類及び転入先を証明する書類（賃貸借契約書や不動産売買契約書のコピー等、実家の場合はその住所がわかるもの）を添付してください。
- ・入所が決定した場合は、以下の手続きを保育実施月の前月の末日までにすべて完了させてください。所定の手続きが完了されていないと、入所取消しとなります。
 - 利根町への転入（住民票の異動）
 - 保育施設等での説明会（面接）に出席（事前に保育施設等と保護者で調整）

③利根町外に住所がある方

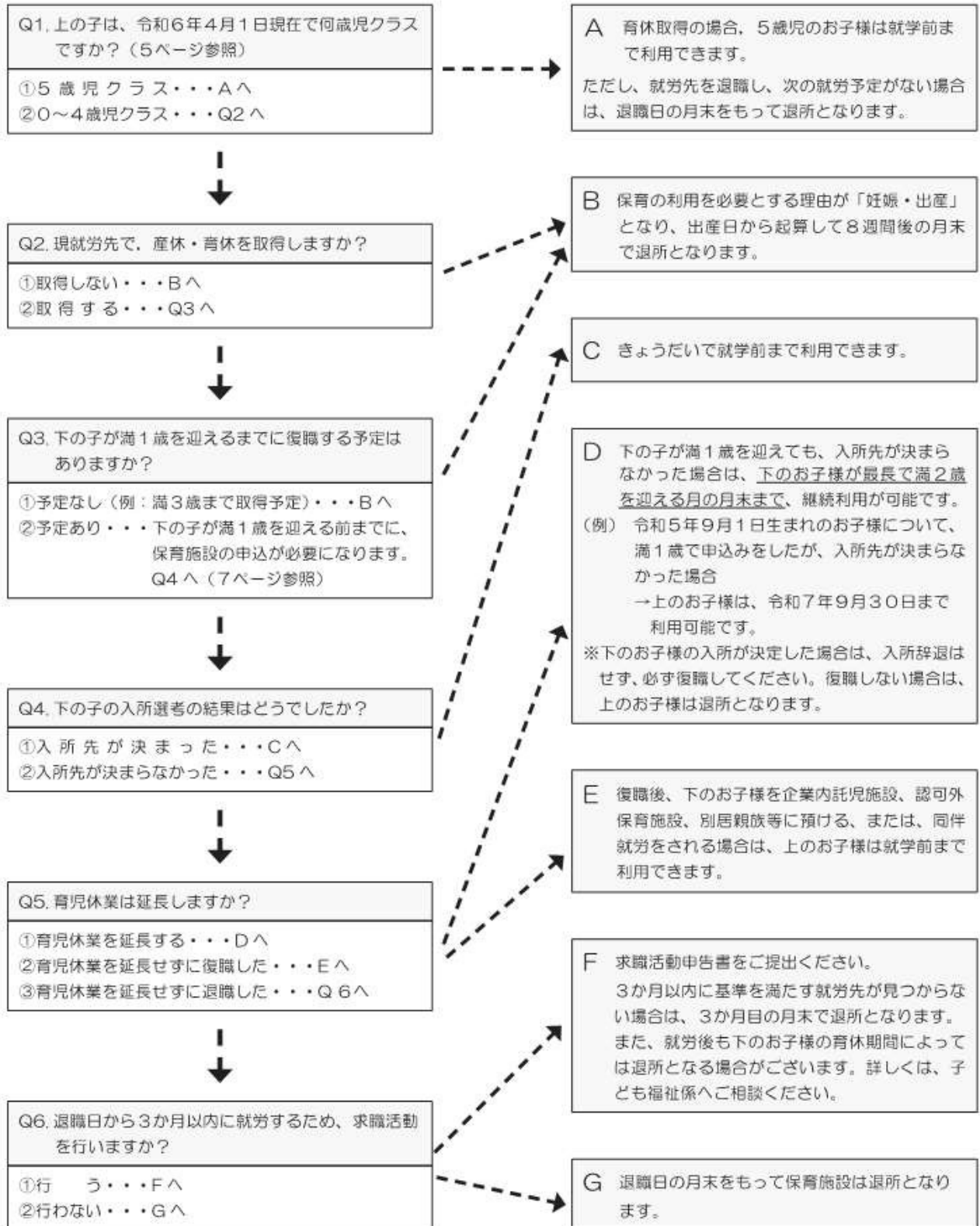
- ・現在住民票のある市町村の窓口にて、その市町村の申請書類・手続きに従って申し込んでください。利根町の締切日約1週間前までに、手続きを済ませてください。
保育所等の希望順位は、お住まいの市町村と利根町の保育所等を一緒に記入してください。
（例）第1希望〇〇保育園（市内）、第2希望△△認定こども園（市内）、第3希望◇◇保育園（利根町内）、第4希望▽▽保育園（利根町内）
申し込まれた市町村からの利根町への委託協議を受け、利用調整を行います。
- ・利根町においても町民を優先としているため、転入予定がない町外からの受入は、ご希望に添えないこともありますので、十分ご検討のうえ、申し込みをしてください。



保護者が妊娠・出産する場合の入所等について

保育施設利用中のお子様の保護者が妊娠・出産する場合は、現在利用中のお子様にも、保育の利用及び必要性に変更が生じる場合があります。取り扱いについては、下記フローチャートをご参照ください。

※フローチャート内では、「保育施設利用中のお子様」→上の子、「出産予定のお子様」→下の子とします。



5) 新規申請に必要な書類

保育を必要とする事由や個々の状況によって、提出いただく書類が異なりますので、ご確認ください。※提出書類は返却できません。内容が事実と異なる場合は、認定や入所等を取り消すことがあります。

【全員必要な書類】

①支給認定(現況)申請書兼入所申込書(児童1名につき1枚必要)

※記入例(24ページ)を参照のうえ、誤りや記入漏れのないように記入してください。

※希望する園は、第1希望から第3希望まで記入することができますが、利用調整の結果、いずれかの園に内定した場合、他の園への申し込みの効力はなくなります。

②状況申立書(児童1名につき1枚必要)

③同意書【2号・3号認定用】(1世帯につき1枚必要)

④保育所等利用申込に関する確認書(1世帯につき1枚必要)

⑤利用者負担額(保育料)軽減に関する申出書

④保育の必要な状況を確認するための書類 ※以下の表のほかにも書類が必要な場合があります。

※父母・同居の親族等65歳未満の方の証明書を提出してください。

提出されない場合は、利用調整基準で減点されます。

※児童1人につき1枚としますが、申請が2人以上の場合は、コピー可とします。

○世帯の状況がわかる証明書(生活保護、ひとり親世帯、在宅障害者(児)の方)

※利用調整やその後の手続き等に必要な個人情報については、町から児童福祉施設等に情報提供されます。

	事 由	証 明 書 等
④保育を必要とする理由 (父・母それぞれ)	就労 (自営業含む) (※2)	就労証明書(勤務先の証明 月の勤務時間・日数がわかる証明であること) ※翌年度4月1日以降の就労が確認できるもの。雇用期間が有期で、その後も雇用予定がある場合は、更新する記載がある証明であること。 また、有効期限は証明日から3カ月です。 ※2.上記証明書の他に、開業届や所得税の申告関係書類のコピー等も必要です。
	農業	農業確認書 (民生委員の証明が必要です。) ※民生委員の方へ証明を依頼する際には、状況が確認できる書類等をご持参のうえ、ご説明願います。
	妊娠・出産	母子手帳(コピー可) ※出産予定日等がわかるもの (予定日前8週を含む月初めから後8週を含む月末まで施設を利用可能) (多胎児の場合は、予定日前14週を含む月初めから) ※妊娠初期症状等で保育が困難である場合は、「診断書」(発行3か月以内のもの)
	保護者の 疾病・傷害	診断書、障害者手帳等(コピー可) (保育を必要とする理由及びその期間のわかる証明で、発行3か月以内のもの)
	親族の 介護・看護	介護・看護申立書(民生委員の証明が必要です。) 障害者手帳や介護保険被保険者証(コピー可)
	災害復旧	り災証明書等
	求職活動	就労内定の方…上記「就労」欄の書類 求職活動中の方…求職活動申告書、ハローワークカード(コピー可) ※認定期間の最終月の申請締切日(15日)までに就労証明書を提出し、認定変更申請をしないと、認定が切れてしまい、翌月からは通園できません。
	就学	在学証明書や学生証、カリキュラムや時間割等(コピー可)
	社会的養護	虐待やDVの保護に関する証明等(婦人相談所等の証明書)

【状況に応じて必要な書類（該当する方のみ）】

次に該当する方は、以下の添付書類を添えて申請してください。

書類の必要な方		必要書類
《市町村民税額の確認（利用者負担額・副食費徴収対象の算定）のため》		
1	町民税が <u>未申告</u> の方	申告後、受付印のある市町村民税（非課税）申告書（控）（コピー可）
《世帯の状況を確認するため》		
2	同一世帯に障害者（児）がいる場合	障害者手帳等（コピー可）
3	ひとり親	下記の書類のうちいずれかを提出（コピー可） 児童扶養手当証書、遺族年金証書、戸籍謄本（離婚届受理証明書でも可） ※児童の父母の住民登録が別々になっていること（ <u>同居所で世帯分離は、ひとり親とはみなしません</u> ）
4	離婚調停中	調停中であることがわかる書類（コピー可）
5	生活保護受給世帯	受給証明書（コピー可）

6) マイナンバー（個人番号）の記載と本人確認について

提出する支給認定申請書には、マイナンバーの記載が必要になります。

支給認定申請書を提出の際には、マイナンバーの記載と本人確認（番号確認と身元確認）のため、下記の書類をお持ちください。

※申請書への個人番号の記載にあたっては、あらかじめ他の世帯員に利用目的を説明し、同意を得てください。

個人番号カード

個人番号通知カード

個人番号通知書



※個人番号通知カードは令和2年5月25日から個人番号通知書に変わりました。通知カードに記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致しているときは、引き続きマイナンバーを証明する書類として利用できます。

○マイナンバーを記載する方

保護者・保護者の配偶者（父・母）、利用を希望する児童

父・母以外の方が家計の主宰者となる場合には、家計の主宰者

○持参するもの（番号確認と身元確認の書類）…保護者の方のもの

1. 番号確認に必要な書類（いずれか1点）

- ・個人番号カード（裏面）
- ・通知カードまたは個人番号通知書
- ・マイナンバーが記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書

2. 身元確認に必要な書類（写真表示のあるものは1点）

- ・個人番号カード（表面） ・運転免許証 ・旅券（パスポート）
- ・運転経歴証明書 ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳
- ・療育手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書

次の書類の場合には、2点提示が必要となります。

- ・公的医療保険の被保険者証 ・児童扶養手当証書
- ・介護保険被保険者証 ・特別児童扶養手当証書
- ・国民年金手帳

3. 代理人の方が申請書を提出される場合

- ・上記1の「番号確認に必要な書類」は、保護者の方のもので写しを提示してください。
- ・上記2の「身元確認に必要な書類」は、代理人の方のもので提示してください。

7) 支給認定を受けると

審査を経て、支給認定証が交付されます。（申請を受けてから原則30日以内に発行します。ただし、4月入所分については、認定事務が集中するため30日を超える場合があります。）

※認定区分（2号・3号）、保育必要量（標準時間・短時間）の認定事項は、利用者負担額（保育料）決定通知書にも記載されます。

（1）利用できる時間（保育必要量）

保育を必要とする事由や状況により、「保育標準時間」と「保育短時間」の区分に分けて認定します。

保育標準時間	保育が必要な範囲内で、1日最大11時間※まで利用可能
保育短時間	保育が必要な範囲内で、1日最大8時間※まで利用可能

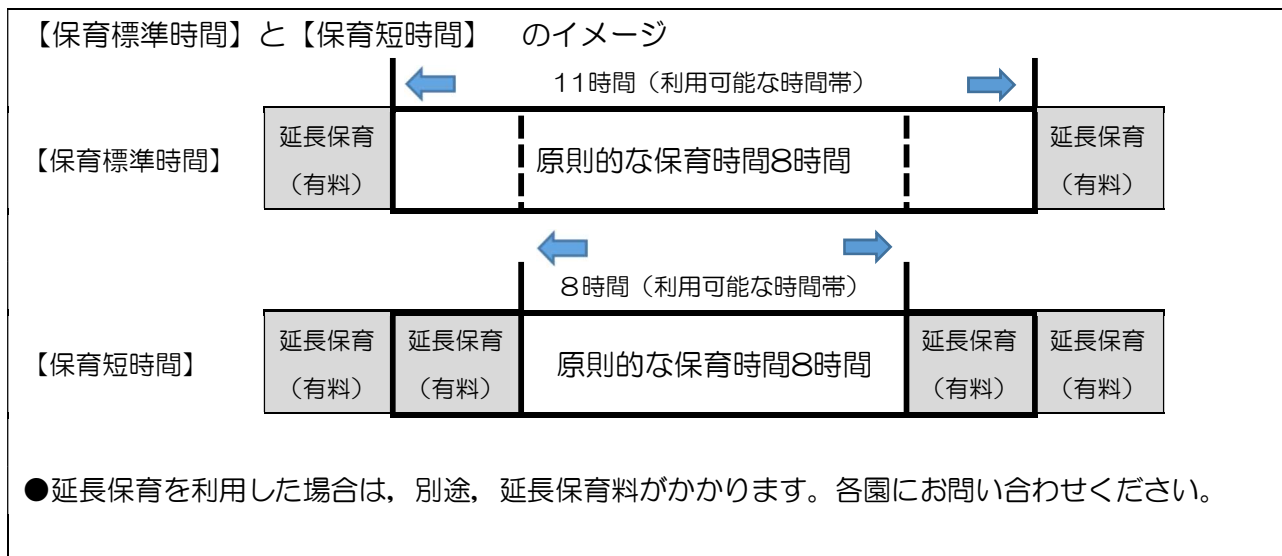
※開所時間などの設定は、各園で異なります。

※父母のどちらかの要件で保育短時間であれば「保育短時間」での認定となります。

※希望する保育の必要量は、保育を必要とする証明書で確認します。支給認定後、希望にそわない場合は、ご相談ください。理由により保育必要量を変更できる場合があります。

保育を必要とする事由	利用できる時間	
	保育標準時間	保育短時間
<ul style="list-style-type: none"> ・保護者が就労している ・保護者が親族の介護・看護をしている ・保護者が就学している 	月120時間以上の就労など	月64時間以上の就労など
<ul style="list-style-type: none"> ・保護者に疾病や傷害がある 	状況に応じて認定	
<ul style="list-style-type: none"> ・母親が妊娠中あるいは出産前後である ・保護者が震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている ・社会的養護 ※虐待やDVのおそれがある 	○	○
<ul style="list-style-type: none"> ・保護者が求職活動中である ・保護者が育児休業期間中の継続利用である ※育児休業取得時に、すでに保育を利用している子どもがいる場合（当該施設の継続利用のみ） 	×	○

※保護者の通勤時間等により基本の保育時間で児童を預けることができない場合には、その前後（朝・夕）の利用について、各園により延長保育を実施していますので、各園にご確認ください。



(2) 認定の有効期間

認定の有効期間は、2号認定は小学校就学前まで、3号認定は満3歳になる前日まで（満3歳到達時には自動的に2号認定に変更されます）ですが、「妊娠・出産」を事由とする場合は出産前後8週間まで、「求職活動」を事由とする場合は90日（ただし、入所保留となっている場合は、入所月から3か月）までなど、事由・状況によって有効期間を設定します。

(3) 認定変更の申請

就労先の変更や就労時間の変更等、申請時の内容から変更が生じた場合は、認定変更の届出をお願いします。※認定の変更により、利用者負担額（保育料）が変更になる場合があります。

8) 利用調整（選考）

保護者の利用希望が施設・事業の受入能力を上回り、全員の利用が困難である場合に、町があらかじめ定めた基準に基づく優先順位にしたがって選考を行います。（利用調整基準は26～27ページをご確認ください。）

9) 利用調整の結果、入園まで

(1) 利用調整結果、保育所等入所承諾書の通知

- ・利用調整結果、保育所等入所承諾書を通知します。
- ・入園予定の園での面接や事前の手続きを経て、入園が決定します。
※入所の決定通知については、役場子育て支援課から通知します。
※入所承諾書に記載された保育の実施期間は、申請時点における状況が継続されていると想定し、就学前の3月31日となっていますが、実際の利用日については、通園する園で定める日となりますので、必ず各園にて確認してください。

(2) ならし保育について

入園当初は、1～2週間程度、園での生活に慣れるため、保育時間を短縮した「ならし保育」を実施しますので、ご協力願います。（利用者負担額（保育料）の軽減はありません。）

(3) 利用者負担額（保育料）の決定と納付

利用者負担額（保育料）は、市町村民税額に応じて町が定める額を決定します。

利用者負担額の階層は、子どもと生計を一にしている父母及び父母以外の扶養義務者(家計の主宰者)の市町村民税額の合算等で決まります。

毎年9月が保育料の切り替え時期となります！											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度の市町村民税額に基づく保育料					当年度の市町村民税額に基づく保育料						

※年齢基準日は4月1日現在とし、年度内に3号から2号への認定変更となっても、利用者負担額の変更はありません。

※町が決定する利用者負担額のほかに、施設(園)で徴収するものもあります。詳しくは各園にご確認ください。

※市町村民税の未申告により、税情報が確認できない場合、正しい保育料等(副食費含む)の算定ができないため、最も高い階層区分で決定します。

【認定こども園・地域型保育の場合】

- ・利用者負担額は、各園が保護者から直接徴収します。園のルールに従い、納期限に遅れないよう納入してください。

【私立保育所の場合】

- ・利用者負担額は、町が徴収します。毎月の納期限に遅れないよう納付してください。
- ・利用者負担額は、口座振替により納付してください。(入所決定後、別途案内します。)

※園を休まれても、利用者負担額の減額変更はありません。(町の利用自粛要請期間は除く。)

※利用者負担額の滞納がある場合は、児童手当を窓口での現金支払いとし、未納分の利用者負担額に充当させていただきます。

【町外の公立保育所の場合】

- ・利用者負担額は、公立保育所が所在する市町村が徴収します。徴収先のルールに従い、納期限に遅れないよう納付してください。

(4) 「幼児教育・保育の無償化」について

令和元年10月からの「幼児教育・保育の無償化」により、3歳から5歳までのすべての子どもたちの利用者負担額(保育料)が無償化されました。ただし、通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。

給食費やその他費用は、各園が保護者から直接徴収します。園のルールに従い、納期限に遅れないよう納入してください。詳しくは各園にご確認ください。

ただし、市町村民税額合算が57,700円(ひとり親世帯等は77,101円)未満(年収360万円未満相当)の世帯の子どもや第3子以降(多子カウント※年齢制限あり)の子どもは、副食(おかず・おやつ等)費の徴収が免除されます。

※小学校就学前の年齢の高い子どもから順に第1子としてカウントします。

(5) 多子世帯保育料軽減事業(茨城県・利根町)

国による軽減対象を拡大し、茨城県と利根町で多子世帯保育料軽減事業を実施しています。

この事業は、多子世帯の経済的負担の軽減策として、3歳児未満を対象に、第2子については利用者負担額の半額を補助(国が定める利用者負担の上限額の基準の第4階層の一部から第5階層に属する世帯の子どもであること)、第3子以降については全額を補助するもの(国が定める利用者負担の上限額の基準の第4階層の一部から第8階層に属する世帯の子どもであること)です。事業の対象者には、3月に申請書を郵送させていただき、年度末に補助金として支給いたします。

10) 入所してからの届出

(1) 届出が必要な場合

保護者または同居の親族等に下記のような変更があった場合は、速やかに子育て支援課へ届出してください。

変更事項	申請・提出 書類等
求職活動（就労予定）で入所したとき	認定申請・利用申込事項変更届 就労証明書 ※入所日から90日(3か月)以内に提出
就労先、就労状況が変わったとき	認定申請・利用申込事項変更届 就労証明書（新しい就職先のもの）
退職し、求職中になったとき	認定申請・利用申込事項変更届 求職活動申告書 ※退職日の翌日から90日(3か月)後の月末まで継続入所 できます
住所・連絡先等の変更のとき	認定申請・利用申込事項変更届
離婚、ひとり親家庭の再婚、生活保護等、 家族構成等に変化があったとき	認定申請・利用申込事項変更届 変更がわかる証明書、戸籍等（コピー可）
産前産後休業・育児休業に入るとき	認定申請・利用申込事項変更届 母子手帳（コピー可）及び就労証明書（出産予定日・ 産前産後休業期間・育児休業期間の記載あるもの）
転出するとき	保育所等退所届 ※保育所等を継続して利用する方は、 転出前に必ずご相談ください
税の修正申告をしたとき ※利用者負担額(保育料)や副食費減免対象が 変更となる場合があります	認定申請・利用申込事項変更届 変更後の市町村民税申告書（控）の市町村民税の分 かるもの（コピー可）
<p>届出に虚偽があった場合は、保育の実施を解除いたします。</p> <p>また、退職・転出等により保育の必要な状況が終了した場合、当月末日にて退園となりますのでご注意ください。</p> <p>特別な理由がある場合は、子育て支援課へ申し出ください。</p>	

(2) 現況届（継続入所の申請）

入所された後も、年1回、現況届を提出していただき、入所基準に該当するかを全入所児童対象に調査・確認します。**提出がない場合や届出に虚偽があった場合、保育所等入所要件に該当しないと判断された場合は、年度途中でも退所となりますのでご注意ください。**

【必要な書類】

①支給認定(現況)申請書兼入所申込書(児童1名につき1枚必要)

⑤利用者負担額(保育料)軽減に関する申出書

④保育の必要な状況を確認するための書類

※父母・同居の親族等65歳未満の方の証明書を提出してください。

提出されない場合は、利用調整基準で減点されます。

※児童1人につき1枚としますが、申請が2人以上の場合は、コピー可とします。

○世帯の状況がわかる証明書(生活保護、ひとり親世帯、在宅障害者(児)の方)

(3) 育児休業取得時の取り扱い

保育所等入所中の児童の母親等が育児休業を取得した場合について、子育て支援の観点から、育児休業期間終了後に職場に復帰することが証明等により明らかである場合には、一年に限って継続入所を認めます。しかし、保育所等に入所できない等で育児休業を延長せざるを得ない場合は、証明書に記載されている育児休業期間まで継続入所を認めます。

(4) 町外に転出する場合

転出により保育所等を退所する時は、「保育所等退所届」を転出する前に必ずご提出ください。転出する場合、転出日の属する月の月末までは入所継続となります。転出の翌月以降の入所については、以下のとおりとなります。

【転出後も保育所等の利用を希望する場合】

転出先で保育所等の利用申込み（市町村によって申込締切日が異なりますので、事前にご相談ください）をしてください。

- ①転出先の保育所等を希望する場合は、在園中の保育所等は月末で退園となり、転出先での利用調整後、保育所等に入所となります。
- ②転出先から当町の保育所等を継続利用する場合は、転出先市町村からの委託協議により、年度末を限度に在園中の保育所等の継続入所ができます。

【転出後は保育所等の利用を希望しない場合】

転出前に保育所等退所届を提出してください。

(5) 退所する場合

保育所等を退所する場合は、「保育所等退所届」を退所する前に必ずご提出ください。

1 1) その他の保育サービス

(1) 一時預かり

保護者の就労、疾病、看護、冠婚葬祭等の理由で一時的に家庭保育が困難な場合や育児による疲労やストレスを感じた場合のリフレッシュとして、保育所等の一時預かりをご利用いただけます。ご利用の際は、園へ直接お問い合わせください。事前の見学・登録が必要となる場合があります。

【一般型】

主に保育所・認定こども園等に通っていない、または在籍していない乳幼児が利用できます。事前に園にお問い合わせください。

- ・文間保育園（電話：68-3194）

【余裕活用型】

園の利用定員に空きがある場合に利用できます。

- ・布川保育園（電話：68-3501）
- ・東文間保育園（電話：68-2303）
- ・もえぎ野わかば保育園（電話：090-3241-3959）

【幼稚園型】

主に1号在園児で、教育標準時間の前後や長期休業等に利用できます。

- ・文間保育園（電話：68-3194）
- ・布川保育園（電話：68-3501）



- ・利根二葉幼稚園（電話：68-4633）
- ・利根大和幼稚園（電話：68-3438）

※令和元年10月からの「幼児教育・保育の無償化」により、1号在園児で、父・母それぞれに保育を必要とする理由がある場合、申請により、町から「保育の必要性の認定」を受けることで、一時預かりを利用し、利用料を支払った場合に、国の定める上限額の範囲内で利用相当額を給付します。

（2）地域子育て支援センター

利根町在住の未就学児とその保護者を対象に支援を行っています。子育て中のお母さん同士の情報交換や、気分転換の場所にもなっています。また、お子さま同士のふれあい体験の場にもなっています。

- ・とね子育て支援センター（文間保育園内）（電話：68-3194）

（3）病児保育

病気の回復期に至らない場合等で入院治療の必要はないが、集団保育や家庭での保育が困難な状況にあるお子さんを一時的にお預かりし、保育や看護を行います。

○対象：次のいずれにも該当する児童

- ①生後6か月から小学校6年生までの児童
- ②町内在住者または保護者が町内で働いている児童
- ③病気等により集団保育ができず、医師が病児保育可能と判断した児童
- ④保護者が就労、疾病、事故、出産、冠婚葬祭等により家庭における保育が困難な児童

○実施施設：もえぎ野わかば保育園病児保育室

運営主体：社会福祉法人河内厚生会

住所：利根町もえぎ野台一丁目1番地8

病児保育に関する電話：090-1664-6779

○利用期間：利用を開始した日から休業日を含め連続する7日以内

○保育日時：月・火・水・木・金曜日（土・日曜日、祝日、年末年始を除く）

午前8時から午後6時まで（午後6時以降の延長はできません）

○その他：利用料金、手続き等、詳細については、右記QRコードからご確認ください。



【布川保育園】 施設概要

※掲載内容は令和5年10月現在のもので、内容が変更となることもありますので、必ず園にご確認ください。

施設名	布川保育園		施設区分	認定こども園 (幼保連携型)
園長の氏名	生芝 俊教		電話番号	68-3501
所在地	〒300-1622 利根町布川3003番地2			
設置者名	社会福祉法人 慈量福社会 理事長 生芝 俊正			
保育年齢	生後6か月～小学校就学前			
利用定員数	合計	1号 15名【3歳 5名 4歳 5名 5歳 5名】 2号 22名【3歳 7名 4歳 7名 5歳 8名】 3号 18名【0歳 4名 1歳 7名 2歳 7名】		
運営の方針 教育・保育の内容・特色	子ども一人ひとりを大切に、保護者が安心して預けられる子ども園を目指す。 生命の尊さと豊かな人間性を持った子どもを育成する。 地域の家庭や子育ての支援。			

開園時間	1号	開所時間	7:00 8:00 9:00 10:00 11:00 12:00 13:00 14:00 15:00 16:00 17:00 18:00 19:00												
		教育標準時間	一時預かり	通常								一時預かり			
		夏休み等の長期休業時間	一時預かり												
		月～金 教育標準時間	通常	9:00～15:00				一時預かり	8:00～9:00		15:00～18:00				
		夏休み等の長期休業時間	通常	8:00～16:00				一時預かり	-						
	2・3号	休園日	日曜日 祝日 夏休み 冬休み 春休み ※上記以外にも休園日等がありますので、利用できる期間や時間は、必ず園に確認してください。												
		月～金	標準時間	通常										延長	
			短時間	延長		通常								延長	
		土曜日	標準時間	通常										延長	
			短時間	延長		通常								延長	
月～金	標準時間	通常	7:00～18:00				延長保育	18:00～19:00							
	短時間	通常	8:00～16:00				延長保育	7:00～8:00 16:00～19:00							
土曜日	標準時間	通常	7:00～18:00				延長保育	-							
	短時間	通常	8:00～16:00				延長保育	7:00～8:00 16:00～18:00							
休園日	日曜日 祝日 年末年始 (12月29日～1月3日) その他 () ※上記以外にも休園日等がありますので、利用できる期間や時間は、必ず園に確認してください。														

利用者負担額以外の費用	一時預かり	認定こども園(幼稚園型)で実施の一時預かり(教育標準時間の前後に時間を延長して預かる事業です。) 教育標準時間開始前の預かり 8:00～9:00 50円/30分 100円/60分 教育標準時間終了後の預かり 15:00～18:00 50円/30分 100円/60分 余裕活用型…入所児童数が利用定員を下回っている場合利用できます。 上記の場合でも行事等・職員配置が困難な場合利用できません。 在籍園児以外の園児 0歳児 8:00-16:00 6,000円/日 1時間延長ごとに750円 17:00時以降1500円 1～6歳児 8:00-16:00 4,000円/日 1時間延長ごとに500円 17:00時以降1000円	
	延長保育	2号・3号 保育標準時間 18:00-19:00	
	月～金	2号・3号 保育短時間 7:00-8:00	
		2号・3号 保育短時間 16:00-19:00	50円/30分 100円/60分
	土曜日	2号・3号 保育短時間 7:00-8:00 16:00-18:00	
入園時	夏用体操服 3,560円～3,720円 冬用体操服 5,640円～6,120円		
毎月	給食費 1号 4,500円/月 (週5回)主食(白米・食パン)のみ持参 2号 4,500円/月 主食(白米・食パン)のみ持参 3号 完全給食(主食・副食とも利用者負担額に含む) 行事参加費 必要に応じて 保護者会費 5,400円/年		
その他	主な行事・イベント等	○7月/たままつり・盆踊り ○10月/運動会 ○11月/親子遠足 ○12月/発表会 ○その他毎月の仏教行事・季節の行事	

【利根二葉幼稚園】 施設概要

※掲載内容は令和5年10月現在のもので、内容が変更となることもありますので、必ず園にご確認ください。

施設名	利根二葉幼稚園		施設区分	認定こども園 (幼稚園型)
園長の氏名	落合 孝美		電話番号	68-4633
所在地	〒300-1636 利根町羽根野850番地			
設置者名	学校法人 落合学園 理事長 落合 孝美			
保育年齢	1歳児～小学校就学前			
利用定員数	合計	1号 25名【3歳 8名 4歳 8名 5歳 9名】 2号 22名【3歳 7名 4歳 7名 5歳 8名】 3号 8名【0歳 0名 1歳 3名 2歳 5名】		
運営の方針 教育・保育の内容・特色	心身ともに健全で、何事にも積極的に取り組み最後までやりぬく幼児の育成を目指す。遊びを中心としながらも、保育には専門の講師による「英語・音楽・体操・学研」の指導も取り入れています。 1. 健康で明るい子ども 2. 元気に仲良く遊べる子ども 3. 最後まで頑張れる子ども 4. 身近な動植物を愛する子ども 5. あいさつのできる子ども 6. お話がきちんと聞ける子ども 以上6つの目標を掲げ、日々保育に励んでいます。			

開園時間	開所時間	7:00 8:00 9:00 10:00 11:00 12:00 13:00 14:00 15:00 16:00 17:00 18:00 19:00															
	教育標準時間	通常						一時預かり									
	夏休み等の長期休業時間	一時預かり															
	月～金 教育標準時間	通常	9:30	～	14:00	一時預かり	-	:	-	～	-	:	-				
	夏休み等の長期休業時間	通常	8:00	～	18:00	一時預かり	-	:	-	～	-	:	-				
	休園日	土曜日 日曜日 祝日 夏休み 冬休み 春休み ※上記以外にも休園日等がありますので、利用できる期間や時間は、必ず園に確認してください。															
	1号	月～金	標準時間	通常													
		短時間							通常								
	2・3号	月～金	標準時間	通常	7:00	～	18:00	延長保育	-	:	-	～	-	:	-		
		短時間	通常	9:00	～	17:00	延長保育	7	:	30	～	8	:	30			
土曜日	標準時間	通常															
	短時間	通常															
土曜日	標準時間	通常	-	:	-	～	-	:	-	延長保育	-	:	-	～	-	:	-
	短時間	通常	-	:	-	～	-	:	-	延長保育	-	:	-	～	-	:	-
休園日	土曜日 日曜日 祝日 年末年始 (12月29日～1月3日) その他 () ※上記以外にも休園日等がありますので、利用できる期間や時間は、必ず園に確認してください。																

利用者負担額以外の費用	一時預かり	認定こども園(幼稚園型)で実施の一時預かり ・教育標準時間の前後に、時間を延長してお預かりする事業です。 教育標準時間開始前の預かり 早朝7:30～8:30…10分毎100円 教育標準時間終了後の預かり 14:00～18:00 1,050円/ (日額) 長期休業日(夏休み等の長期休業日) 早朝7:30～8:30…10分毎100円 8:30～12:00の利用…350円 12:00～18:00の利用…1,050円(おやつ代含)	
	入園時	制服・用品等	約 50,000円 (学年によって異なります)
	毎月	給食費	1号 350円/1食 (火・木曜日給食、月・水・金曜日選択) 2号 副食 260円/1食 主食 90円/1食 3号 完全給食(主食・副食とも利用者負担額に含む)
		教育充実費	年長・年中 2,500円 年少 1,000円 満3歳児 500円 (学研・体操・音楽・英語の講師料等)
その他	主な行事・イベント等	【6月】中旬プール開き【7月】カレーパーティー、お泊まり会(年長のみ)【10月】運動会 【11月】ふたばっこランド(バザー)【12月】発表会、Xmas会【2月】お店屋さんごっこ その他、年間10日程度ちびっ子農園(畑作業)・月1～2回 ふたばっこルーム(未就園児対象)	

【利根大和幼稚園】 施設概要

※掲載内容は令和5年10月現在のもので、内容が変更となることもありますので、必ず園にご確認ください。

施設名	利根大和幼稚園		施設区分	認定こども園 (幼稚園型)
園長の氏名	羽生 丈夫		電話番号	68-3438
所在地	〒300-1622 利根町布川2070			
設置者名	学校法人 大和学園 理事長 羽生 和夫			
保育年齢	生後12ヵ月前後(要相談)～小学校就学前			
利用定員数	合計	1号 15名【3歳 5名 4歳 5名 5歳 5名】 2号 18名【3歳 6名 4歳 6名 5歳 6名】 3号 12名【0歳 1名 1歳 5名 2歳 6名】		
運営の方針 教育・保育の内容・特色	1人ひとりの特性に応じた全人的な指導により、豊かな感性、知性を育むことをねらいとする。見えるかな、聞こえるかな…。人間が持っているすばらしい五感を日常生活の中から正しく理解できることを求めています。			

開園時間	開所時間	7:00 8:00 9:00 10:00 11:00 12:00 13:00 14:00 15:00 16:00 17:00 18:00 19:00													
	教育標準時間		一時預かり	通常						一時預かり					
	夏休み等の長期休業時間	一時預かり													
	1号 月～金 教育標準時間	通常	9:30	～	14:00		一時預かり	7:30	～	9:30		14:00	～	18:00	
	夏休み等の長期休業時間	通常	7:30	～	16:30		一時預かり	-	:	-	～	-	:	-	
	休園日	土曜日 日曜日 祝日 夏休み 冬休み 春休み 開園記念日 3月27日 ※上記以外にも休園日等がありますので、利用できる期間や時間は、必ず園に確認してください。													
	2・3号	月～金	標準時間	通常											
			短時間	通常											
		土曜日	標準時間												
			短時間												
月～金		標準時間	通常	7:30	～	18:00	延長保育	-	:	-	～	-	:	-	
		短時間	通常	8:30	～	16:30	延長保育	-	:	-	～	-	:	-	
土曜日	標準時間	通常	-	:	-	～	-	:	-	延長保育	-	:	-		
	短時間	通常	-	:	-	～	-	:	-	延長保育	-	:	-		
休園日	土曜日 日曜日 祝日 年末年始 (12月29日～1月3日) その他 (お盆(8月13日～15日)) ※上記以外にも休園日等がありますので、利用できる期間や時間は、必ず園に確認してください。														

利用者負担額以外の費用	一時預かり	認定こども園(幼稚園型)で実施の一時預かり ・教育標準時間の前後に、時間を延長してお預かりする事業です。 教育標準時間開始前の預かり 7:30～9:30 200円/(日額) 教育標準時間終了後の預かり 14:00～18:00 700円/(日額) 長期休業日(夏休み等の長期休業日) 7:30～16:30 1,000円/(日額)
	入園時	園児服・帽子・個人用品等 学年により異なります(要相談) その他() 円 入園審査料(1号認定のみ) 3,000円
	その他	給食費 1号 3,500円/月 (週3回) 2号 副食 5,000円/月 主食 1,500円/月 (週5回) 3号 完全給食(主食・副食とも利用者負担額に含む) 教材費 1,000円 通園送迎費(バス代) 3,000円/月 (利用者のみ) 冷暖房費 390円/月 保護者会費 400円/月
その他	主な行事・イベント等	【7月】サマーフェスティバル【10月】体育祭【12月】発表会等

【文間保育園】 施設概要

※掲載内容は令和5年10月現在のもので、内容が変更となることもありますので、必ず園にご確認ください。

施設名	文間保育園		施設区分	認定こども園 (保育所型)
園長の氏名	大竹 幸子		電話番号	68-3194
所在地	〒300-1616 利根町立木755			
設置者名	社会福祉法人 利根福祉会 理事長 大竹 幸子			
保育年齢	生後6か月～小学校就学前			
利用定員数	合計	1号 15名【3歳 5名 4歳 5名 5歳 5名】 2号 33名【3歳 11名 4歳 11名 5歳 11名】 3号 27名【0歳 6名 1歳 10名 2歳 11名】		
運営の方針 教育・保育の内容・特色	<ul style="list-style-type: none"> ・恵まれた自然環境のもと、戸外での活動を多く取り入れ、自然に親しみながらたくましい身体づくりを図る。 ・子どもの発達を理解し、一人ひとりの興味関心を大切に、意欲的に遊びこめるよう工夫する。 ・さまざまな体験を通し、社会性や豊かな人間性をもった子どもに育てる。 ・人とかかわりやのさまとのふれあいを通し、思いやり協調性、命を大切にすることを育てる。 			

開園時間	1号	開所時間	7:00 8:00 9:00 10:00 11:00 12:00 13:00 14:00 15:00 16:00 17:00 18:00 19:00																
		教育標準時間	預かり保育	通常													預かり保育		
		夏休み等の長期休業時間	一時預かり																
		月～金 教育標準時間	通常	8:30	～	15:30	預かり保育	7:00	～	8:00	16:00	～	18:00						
		夏休み等の長期休業時間	通常	8:30	～	15:30	一時預かり	-	-	-	-	-	-						
	2・3号	開所時間	7:00 8:00 9:00 10:00 11:00 12:00 13:00 14:00 15:00 16:00 17:00 18:00 19:00																
		月～金	標準時間	通常															延長
			短時間	延長	通常											延長			
		土曜日	標準時間	通常															
			短時間	延長	通常											延長			
月～金	標準時間	通常	7:00	～	18:00	延長保育	18:00	～	19:00										
	短時間	通常	8:00	～	16:00	延長保育	7:00	～	8:00	16:00	～	19:00							
土曜日	標準時間	通常	7:00	～	18:00	延長保育	-	-	-	-									
	短時間	通常	8:00	～	16:00	延長保育	7:00	～	8:00	16:00	～	18:00							
休園日	日曜日 祝日 年末年始 (12月29日～1月3日) その他 お盆の期間は、地域の慣習を考慮し、保護者の方の家庭状況に合わせ希望保育とします。 ※上記以外にも休園日等がありますので、利用できる期間や時間は、必ず園に確認してください。																		

利用者負担額以外の費用	一時預かり	病气やけが、冠婚葬祭など、保護者の事情でやむを得ず家庭での保育が困難になった場合、ご利用できます。育児による疲労やストレスを感じた方もご相談ください。子育て中のリフレッシュ等の理由による利用もできます。 定員 5名/日 (その他、緊急1名) 保育日時 月～金曜日 午前8時～午後4時の間の保育が必要な時間 ※土曜日、日曜日、祝日、お盆、年末年始はお休み。 ※園の行事などで保育できない場合があります。 利用料金 基本時間 8:00-13:00 1,200円/日 30分延長ごとに150円 午後短時間利用の場合は 200円/30分 昼食(希望の方) 200円/回(おやつ代の徴収はなし) 申し込み 初回ご利用の方は、登録が必要です。(前月の第3月曜日より月単位で事前申込みを受付)	
	預かり保育	月～金 1号 教育標準時間	7:00-8:00 50円/30分 16:00-18:00 50円/30分
	延長保育	2号・3号 保育標準時間	18:00-19:00 50円/30分 ※やむをえず19:00を過ぎた場合は、100円/30分
		月～金 2号・3号 保育短時間	7:00-8:00 50円/30分 16:00-19:00 50円/30分 ※16:00-16:15の延長保育時間は無料。
	土曜日 2号・3号 保育短時間	7:00-8:00 50円/30分 16:00-18:00 50円/30分	
入園時	園児服 約 4,400円 体操服上下 約 3,200円		
その他	給食費 2号 4,500円/月 主食(白米)のみ持参 3号 完全給食(主食・副食とも利用者負担額に含む) 行事参加費 必要に応じて 保護者会費 200円/月		
その他	【4月】入園進級式 【5月】花祭り、遠足 【6月】保育参観 【7月】七夕、プール開き、みたままつり 【8月】プール遊び、お盆 【9月】敬老の日 【10月】運動会 【11月】七五三、園外保育 【12月】成道会、発表会、餅つき 【1月】お正月あそび 【2月】節分会、涅槃会、保育まつり 【3月】ひな祭り、年長児お別れ遠足、お別れ会、卒園式		

【東文間保育園】 施設概要

※掲載内容は令和5年2月現在のものです。内容が変更となることもありますので、必ず園にご確認ください。

施設名	東文間保育園		施設区分	保育所
園長の氏名	大竹 正人		電話番号	68-2303
所在地	〒300-1615 利根町中谷1005番地1			
設置者名	社会福祉法人 利根福祉会 理事長 大竹 幸子			
保育年齢	産休明け（57日～）～小学校就学前			
利用定員数	合計 40	2号 24名【3歳 8名 4歳 8名 5歳 8名】 3号 16名【0歳 3名 1歳 6名 2歳 7名】		
運営の方針 教育・保育の内容・特色	<ul style="list-style-type: none"> ・恵まれた自然環境のもと、戸外での活動を多く取り入れ、自然に親しみながらたくましい身体づくりを図る。 ・子どもの発達を理解し、一人ひとりの興味関心を大切に、意欲的に遊びこめるよう工夫する。 ・さまざまな体験を通し、社会性や豊かな人間性をもった子どもに育てる。 ・人とかかわりやのびのびのふれあいを通し、思いやり協調性、命を大切に作る心を育てる。 			

開園時間	2・3号	開所時間	7:00 8:00 9:00 10:00 11:00 12:00 13:00 14:00 15:00 16:00 17:00 18:00 19:00																			
		月～金	標準時間	通常															延長			
			短時間	延長	通常												延長					
		土曜日	標準時間	通常																		
			短時間	延長	通常												延長					
		月～金	標準時間	通常	7:00	～	18:00	延長保育	18:00	～	19:00											
			短時間	通常	8:00	～	16:00	延長保育	7:00	～	8:00	16:00	～	19:00								
		土曜日	標準時間	通常	7:00	～	18:00	延長保育	-	:	-	～	-	:	-							
			短時間	通常	8:00	～	16:00	延長保育	7:00	～	8:00	16:00	～	18:00								
		休園日	日曜日 祝日 年末年始（12月29日～1月3日） その他 お盆の期間は、地域の慣習を考慮し、保護者の方の家庭状況に合わせ希望保育とします。 ※上記以外にも休園日等がありますので、利用できる期間や時間は、必ず園に確認してください。																			

利用者負担額以外の費用	一時預かり	一時預かり（余裕活用型）…入所児童数が利用定員を下回っている場合利用できます。 病气やけが、冠婚葬祭など、保護者の事情でやむを得ず家庭での保育が困難になった場合、ご利用できます。育児による疲労やストレスを感じた方もご相談ください。子育て中のリフレッシュ等の理由による利用もできます。 定員 3名/日（その他、緊急1名） 保育日時 月～金曜日 午前8時～午後4時の間の保育が必要な時間 ※土曜日、日曜日、祝日、お盆、年末年始はお休み。 ※園の行事などで保育できない場合があります。 利用料金 基本時間 8:00-13:00 1,200円/日 30分延長ごとに150円 午後短時間利用の場合は 200円/30分 昼食（希望の方） 200円/回（おやつ代の徴収はなし） 申し込み 初回ご利用の方は、登録が必要です。（前月の第3月曜日より月単位で事前申込みを受付）	
	延長保育	2号・3号 保育標準時間	18:00-19:00 50円/30分 ※やむをえず19:00を過ぎた場合は、100円/30分
		月～金 2号・3号 保育短時間	7:00-8:00 50円/30分 16:00-19:00 50円/30分 ※16:00-16:15の延長保育時間は無料。
	入園時	園児服 約 4,400円 体操服上下 約 3,200円	
その他	給食費 2号 4,500円/月 主食（白米）のみ持参 3号 完全給食（主食・副食とも利用者負担額に含む） 行事参加費 必要に応じて 保護者会費 200円/月		
その他	主な行事・イベント等	【4月】入園進級式【5月】花祭り、遠足【6月】保育参観【7月】七夕、プール開き、みたままつり 【8月】プール遊び、お盆【9月】敬老の日【10月】運動会【11月】七五三、園外保育 【12月】成道会、発表会、餅つき【1月】お正月あそび【2月】節分会、涅槃会、保育まつり 【3月】ひな祭り、年長児お別れ遠足、お別れ会、卒園式	

【もえぎ野わかば保育園】 施設概要

※掲載内容は令和5年10月現在のもので、内容が変更となることもありますので、必ず園にご確認ください。

施設名	もえぎ野わかば保育園	施設区分	事業所内保育所
管理者の氏名	市村 貴子 (主任保育士)	電話番号	090-3241-3959
所在地	〒300-1606 利根町もえぎ野台一丁目1番地8		
設置者名	社会福祉法人 河内厚生会 理事長 秋山 義継		
保育年齢	産休明け(57日～)～2歳児		
利用定員数	合計 12	3号 12名【0歳 4名 1歳 4名 2歳 4名】 (地域枠含む)	
運営の方針 教育・保育の内容・特色	<ul style="list-style-type: none"> ◆「やりたい気持ち」を応援します。「自分で！」の気持ちを大切にします。できない気持ちを「できた！」に変えます。褒める機会を増やします。 ◆「考える力」を大切にします。「どうして？」を受け止め、思考力を育みます。相手の気持ちを考える機会、自分の気持ちを言葉にする機会を大切にします。 ◆「優しさの芽」を育てます。優しいしぐさや感性を、代弁・共感します。愛あふれる感情を私たちが伝えます。 		

開園時間	2・3号	開所時間	7:00 8:00 9:00 10:00 11:00 12:00 13:00 14:00 15:00 16:00 17:00 18:00 19:00	
		月～金	標準時間	通常 7:00～18:00 延長保育 18:00～19:00
			短時間	通常 8:00～16:00 延長保育 7:00～8:00 16:00～19:00
		土曜日	標準時間	通常 7:00～18:00 延長保育 - : - ~ - : -
			短時間	通常 8:00～16:00 延長保育 7:00～8:00 16:00～18:00
		月～金	標準時間	通常 7:00～18:00 延長保育 18:00～19:00
			短時間	通常 8:00～16:00 延長保育 7:00～8:00 16:00～19:00
		土曜日	標準時間	通常 7:00～18:00 延長保育 - : - ~ - : -
			短時間	通常 8:00～16:00 延長保育 7:00～8:00 16:00～18:00
		休園日		日曜日 祝日 年末年始 (12月30日～1月3日) その他 ※上記以外にも休園日等がありますので、利用できる期間や時間は、必ず園に確認してください。

利用者負担額以外の費用	一時預かり	<p>一時預かり(余裕活用型)…入所児童数が利用定員を下回っている場合利用できます。病氣やけが、冠婚葬祭など、保護者の事情でやむを得ず家庭での保育が困難になった場合、ご利用できます。育児による疲労やストレスを感じた方もご相談ください。子育て中のリフレッシュ等の理由による利用もできます。</p> <p>定員 1名/日 (その他、緊急1名)</p> <p>保育日時 月～金曜日 午前8時～午後4時の間の保育が必要な時間 ※土曜日、日曜日、祝日、お盆、年末年始はお休み。 ※園の行事などで保育できない場合があります。 30分延長ごとに125円</p> <p>利用料金 基本時間 8:00-16:00 250円/時間(1歳～5歳) 300円/時間(0歳)</p> <p>昼食 200円/回(おやつ代の徴収はなし)</p> <p>申し込み 初回ご利用の方は、登録が必要です。(前月の第3月曜日より月単位で事前申込みを受付)</p>
	延長保育	<p>2号・3号 保育標準時間 18:00-19:00 125円/30分</p> <p>月～金 2号・3号 保育短時間 7:00-8:00 125円/30分 16:00-19:00 125円/30分</p> <p>土曜日 2号・3号 保育短時間 7:00-8:00 125円/30分 16:00-18:00 125円/30分</p>
	入園時	<p>カラー帽子 550円 連絡帳 160円</p>
	その他	<p>給食費 3号 完全給食(主食・副食とも利用者負担額に含む)</p> <p>教材費 0歳児:100円/月 1・2歳児:200円/月</p> <p>行事参加費 必要に応じて</p> <p>冷暖房費 500円/月(7～9月・12～2月の計6か月)</p>
	その他	<p>主な行事・イベント等</p> <p>【10月】秋の遠足、ハロウィン【12月】クリスマス会【3月】お別れ遠足</p>



①

施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定(現況)申請書兼入所申込書

窓口申請する日

令和5年11月21日

2・3号記入例

保護者氏名 利根 一男

利根町長 様

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る支給認定を申請し、保育施設の利用を申し込みます。

申請に係る小学校就学前子ども	(フリガナ) 氏名	生年月日	性別	障害者手帳の有無
	トネ タロウ 利根 太郎	R2年 6月 6日生	男 女	有 無
保護者の住所	(住所) 〒300-1622 利根町	布川841番地1		
	1月1日現在の住所※1	父 利根町内 利根町外()	母 利根町内 利根町外(〇〇〇市×××番地)	
保護者の連絡先	(自宅) 0297-**-****	(父・携帯) 090-****-****	(母・携帯) 090-****-****	
支給認定証の交付希望の有無	無 <input checked="" type="radio"/> 有	支給認定に係る事項は、利用者負担額(保育料)決定通知書に記載されます。	認定者番号	※既に支給認定を受けている場合に記入してください。
保育の希望の有無※2	無	幼稚園等の利用を希望する場合(保育所等と併願の場合を除く)⇒①, ②, ④をご記入ください。	認定区分 (該当区分に○) 保育希望	満3歳以上で教育希望 1号認定
	<input checked="" type="radio"/> 有	保護者の労働又は疾病等の理由により、保育所等において保育の利用を希望する場合(幼稚園等と併願の場合を含む)⇒①~④をご記入ください。		施設利用開始時点で満3歳以上 2号認定
				施設利用開始時点で満3歳未満 3号認定

※1:1月1日現在、利根町外に住民票登録があった方は、利用者負担額(保育料)算定のため、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携により、市町村民税課税額の確認をします。

※2:「幼稚園等」とは、幼稚園、認定こども園(教育部分)をいう。「保育所等」とは、保育所、認定こども園(保育部分)、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育をいう。

①世帯の状況(世帯分離していても同一住所の場合は、全員記入してください。)

※個人番号は、保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に看護する者)、父・母・利用希望児童・家計の主宰者の番号をご記入ください。

区分	(フリガナ) 氏名	子どもとの続柄	生年月日	性別	職業・学校名等	個人番号													
			市町村民税課税の有無																
子どもの世帯員	トネ カズオ	父	S61年 8月 8日生	男 女	会社員	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
	利根 一男		<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無																
	トネ サクラ	母	S62年 1月 1日生	男 女	パート	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	利根 桜		<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無																
	トネ タロウ	本人	R2年 6月 6日生	男 女	◎◎保育園 3歳児クラス	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	
	利根 太郎		<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無																
	トネ ヒカル	兄	H26年 4月 4日生	男 女	◇◇小学校 4学年	学年・クラスの基準日は、令和6年4月1日です。													
	利根 光		<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無																
	トネ ミドリ	妹	R3年 3月 3日生	男 女	◎◎保育園 2歳児クラス	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
利根 緑	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無																		
トネ アキオ	祖父	S30年 9月 9日生	男 女	なし	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	
利根 秋男		<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無																	
家庭の状況	生活保護	<input checked="" type="checkbox"/> 適用なし ・ <input type="checkbox"/> 適用あり (年 月 日保護開始)																	
	ひとり親世帯	<input type="checkbox"/> ひとり親家庭 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 左記以外																	
	在宅障害者(児)	<input type="checkbox"/> なし ・ <input checked="" type="checkbox"/> あり (氏名: 利根 秋男)																	

②利用を希望する期間, 希望する施設(事業者)名

利用を希望する期間	令和6年4月1日 から	<input checked="" type="checkbox"/> 就学前まで	<input type="checkbox"/> 年 月 日
利用を希望する施設(事業者)名	施設(事業者)名 (新規・継続) (希望理由)	<input checked="" type="checkbox"/> 新規	<input checked="" type="checkbox"/> 自宅・職場に近い <input checked="" type="checkbox"/> 兄弟等入園
	第1希望 ◎◎保育園	<input type="checkbox"/> 継続	<input type="checkbox"/> その他()
	第2希望 △△幼稚園(認定こども園)	<input checked="" type="checkbox"/> 新規	<input type="checkbox"/> 自宅・職場に近い <input type="checkbox"/> 兄弟等入園
	第3希望 ◇◇保育園	<input type="checkbox"/> 継続	<input checked="" type="checkbox"/> その他(雰囲気がいいから)
		<input checked="" type="checkbox"/> 新規	<input checked="" type="checkbox"/> 自宅・職場に近い <input type="checkbox"/> 兄弟等入園
		<input type="checkbox"/> 継続	<input type="checkbox"/> その他()

※1号認定の方は, 第1希望

「保育の希望」が「有」の場合には、保育の利用を必要とする理由で当てあまるものについて、保護者ごとにチェックを入れ、それを証明できる書類を提出してください。

保育の利用を必要とする具体的な状況(父、母の勤務状況等)をご記入ください。

③保育の利用を必要とする理由

保育の利用を必要とする理由	続柄	必要書類を添付してください	保育を必要とする時間帯等
	父	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 虐待やDVのおそれ <input type="checkbox"/> 育休取得中で保育利用中の子ども <input type="checkbox"/> その他()	8時00分から19時00分 日・火・水・木・金 土 (月平均 20 日)
母	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 虐待やDVのおそれ <input type="checkbox"/> 育休取得中で保育利用中の子ども <input type="checkbox"/> その他()	9時00分から15時00分 月・火・水 木 金 土 (月平均 16 日)	
希望する利用時間	利用曜日	利用時間	
	月・火・水・木・金・土	8時30分から16時00分まで(7時間30分)	
希望する保育の必要量	<input type="checkbox"/> 保育標準時間(1日最大11時間まで) ・ <input checked="" type="checkbox"/> 保育短時間(1日最大8時間まで) <small>※上記の希望する保育の必要量は、保育を必要とする証明書で確認します。支給認定後、希望にそわない場合はご相談ください。</small>		
園児の送迎	送迎者	送迎方法	
	父・ 母 ・その他()	自動車 ・その他()	

④個人情報等の提供に当たっての署名欄

町が施設型給付費・地域型保育給付費等の支給認定に必要な市町村民税の情報(同一世帯者を含む)、世帯情報及び個人番号を閲覧・利用し、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。また、申請書等に記入されている個人情報について、利用調整やその後の手続きに必要な場合、町から特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

保護者氏名 **利根 一男**

【以下、町役場記入】

*町記入欄	受付年月日	年 月 日
認定の可否	認定者番号	認定区分等
可・否 (否とする理由)	年 月 日認定	<input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 (□標 □短)
支給(入所)の可否 (否とする理由)	支給(利用)期間	
<input type="checkbox"/> 施設型 <input type="checkbox"/> 地域型 <input type="checkbox"/> 特例施設型 <input type="checkbox"/> 特例地域型	自: 年 月 日	
	至: 年 月 日	
入所施設(事業者)名		
備考:		

*施設記載欄(施設(事業者)を経由して町に提出する場合)	受付年月日	年 月 日
施設名:	担当者名:	電話番号:
		備考:

教育・保育施設及び地域型保育事業に係る利用調整基準

基本指数

父・母それぞれの指数を合算し、世帯指数を決定する。（基準指数）

調整指数の加算・減算は、基準指数に対して行う。

ver.03

番号	保護者の状況		細目	基本指数	
1	居宅外労働 (自宅外自営を除く) ※常勤・非常勤等の呼称や昼間・夜間等の時間帯にかかわらず、月16日以上かつ1日4時間以上就労していることを基本とする。		週35時間以上の就労を常態とする	10	
			週30時間以上の就労を常態とする	9	
			週25時間以上の就労を常態とする	8	
			週20時間以上の就労を常態とする	7	
			週16時間以上の就労を常態とする	6	
2	自営 (自宅外自営、親族等が経営の自営を営む) ※経営規模・業種・労働時間・労働密度・就労内容・収入実績等からみて、中心者と補助的な業務を行う協力者を区分する。	中心者	週35時間以上の就労を常態とする	10	
			週30時間以上の就労を常態とする	9	
			週25時間以上の就労を常態とする	8	
			週20時間以上の就労を常態とする	7	
			週16時間以上の就労を常態とする	6	
	専従者	週35時間以上の就労を常態とする	10		
		週30時間以上の就労を常態とする	9		
		週25時間以上の就労を常態とする	8		
		週20時間以上の就労を常態とする	7		
		週16時間以上の就労を常態とする	6		
3	妊娠・出産		切迫流産等で入院加療等が必要なもの	9	
			出産(予定日の8週間前から出産後8週間後)	8	
4	疾病・障害	疾病	入院	入院が1か月以上にわたると見込まれるもの	10
				入院が1か月未満と見込まれるもの	9
			居宅療養	常時臥床	医師が概ね1か月以上常時臥床を要すると診断した場合
		一般療養		慢性疾患・長期疾病のため病床で過ごさないが、1か月以上自宅で療養を指示されている場合	6
		障害		身体障害者手帳1・2級、療育手帳A以上、精神障害者保健福祉手帳、該当者	10
				身体障害者手帳3・4級、療育手帳B	8
		身体障害者手帳5・6級、療育手帳C	6		
5	介護・看護 (同居又は長期入院等している親族)	病院等居宅外での介護・看護	介護・看護に要する日数及び時間をもとに、番号1の細目を準用	6~10	
		居宅内での介護・看護 (通院・通所の付き添いを含む)	通院・通所に要する時間を含め介護に要する日数及び時間をもとに、番号1の細目を準用(ただし、介護サービス等が利用できる時間は除く)	6~10	
6	災害復旧		災害(火災・風水害・地震等)復旧にあっているもの	10	
7	求職活動等 (求職又は起業の準備のため外出することを常態としている場合)		内定者で週35時間以上の就労を常態とするもの	8	
			上記以外の内定者	7	
			求職活動を常態としているもの	6	
			上記以外の求職中のもの	5	
8	就学		卒業後就労を目的とし、職業訓練校や大学等へ通学する場合、休憩及び通学時間を除き、保育に当たることができない日数及び時間をもとに番号1の細目を準用	6~10	
9	社会的養護		社会的養護の観点から保育の実施が必要と認められる場合 例)過去に虐待や児童相談所による保護の経緯があるなど、家庭内において虐待やDVを受ける恐れがある場合。児童を養育する能力に著しく欠如している場合	10	
10	その他	ひとり親世帯	不存在・死亡・離別・行方不明・拘禁等	10	
		生計中心者の失業	生計中心者の失業(自発的失業は除く)により生活困窮の状態にあり、就労の必要が高い世帯で就労先が確定した場合は、その就労条件により番号1・2の細目を準用	6~10	
		町長による特例	前各号に掲げるもの以外で保育が必要と認められる場合	10	

調整指数

項目	番号	細目	調整指数
	1	生活保護世帯	2
	2	生計中心者が失業中により、就労の必要性が高い場合	2
	3	入所希望の子どもに障害を有する場合	2
	4	兄弟姉妹（多胎児を含む）が保育所等の利用を希望する場合	1
	5	小規模保育事業などを卒園した子ども	2
	6	同居の親族その他の者が65歳未満で保育の期待ができる場合	-3
	7	町内に祖父母等の親族が在住して保育の期待ができる場合	-1
	8	父又は母が産後休暇又は育児休業若しくはこれに準ずるものとして町長が認める休業（育児休業）明けとして申込みをするが、希望する保育所等における保育の利用ができない場合は、休業または休暇の延長も許容できるとき	-10
	9	保育士（子育て支援員研修を修了した者を含む）、幼稚園教諭等の資格を有した父母が町内の認定こども園、保育所、地域型保育事業所で勤務（内定を含む）し、保育を行う場合	20
	10	その他、特別な事情があり、町長が認める場合	3

同一指数世帯の優先順位表

優先順位	細目
第1順位	虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合
第2順位	兄弟姉妹が保育園等に在園中
第3順位	両親とも不存在
第4順位	ひとり親世帯
第5順位	病気、障害、災害、出産又は介護による利用申し込み
第6順位	就労又は就学による利用申し込み
第7順位	産前産後休業明け、育児休業明け又は有料保育施設を利用中
第8順位	町内に65歳未満の保育の期待ができる祖父又は祖母のいない世帯

児童番号	児童氏名（年齢）	利用施設
	（ ）	

基本指数	保護者1	
基本指数	保護者2	
調整指数		
指 数	合 計	



令和6年度 利根町 利用者負担額(保育料) 基準表(月額)

1号(教育標準時間)認定

所得層区分		利用者負担額(円)	
多子カウント年齢制限なし	第1階層 生活保護世帯	幼児教育・保育の無償化対象 副食(おかず・おやつ等)費 徴収免除	
	第2階層 町民税非課税世帯 (町民税所得割非課税世帯含む) (~約270万円)		※(1)
	第3階層 町民税所得割課税額 77,100円以下 (~約360万円)		※(1)
第4階層 町民税所得割課税額 211,200円以下 (~約680万円)	3歳以下(多子カウント年齢制限あり)以降副食費徴収免除		
第5階層 町民税所得割課税額 211,201円以上 (約680万円~)			

2号・3号(保育)認定

単位:円

階層区分	満3歳未満		満3歳以上		
	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
第1階層 生活保護世帯	幼児教育・保育の無償化対象 (0~2歳児は住民税非課税世帯のみ)				幼児教育・保育の無償化対象 副食(おかず・おやつ等)費 徴収免除 ※3歳児クラス以上 ※2号認定は3歳児クラスから無償化の対象となりません。年度途中に誕生日を迎えて、3号認定から2号認定へ変更となった満3歳児は無償化の対象外です。 ※3歳以下(多子カウント年齢制限あり)以降副食費徴収免除 ※3歳児クラス以上
第2階層 町民税非課税世帯 (~約260万円)					
第3階層 町民税所得割課税額 48,600円未満 (~約330万円)	※(1)	11,700	11,600		
第4階層 町民税所得割課税額 57,700円未満 (~約360万円)	※(1)	5,400	5,400		
	77,101円未満 (~約470万円)	18,000	17,700		
第5階層 町民税所得割課税額 169,000円未満 (~約640万円)		18,000	17,700		
第6階層 町民税所得割課税額 301,000円未満 (~約930万円)		27,000	26,600		
第7階層 町民税所得割課税額 397,000円未満 (~約1,130万円)		36,600	36,000		
第8階層 町民税所得割課税額 397,000円以上 (約1,130万円~)		48,000	47,200		
		50,800	50,000		

※ この表の年齢区分は、年度初日(4月1日)現在の年齢とし、その年度途中に限り変更はありません。
 ※ 1号認定は小学校3年生以下の範囲、2・3号認定は小学校就学前の範囲において、特定教育・保育施設等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とします。ただし、年収約360万円未満相当の世帯においては多子のカウントにおける年齢制限を撤廃し、年収約360万円未満相当のひとり親世帯等については2人目以降については0円とします。
 ※ (1) 第2階層・第3階層・第4階層の一部と認定されたひとり親世帯、在宅障害(児)者のいる世帯、その他の世帯(生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯)は、保育料が軽減されます。

【算定方法】

毎月の利用者負担額は、父・母の町民税所得割額の合算により算定します。税額は、毎年6月頃に決定されるため、4月分から8月分までの利用者負担額については前年度の町民税所得割額、9月分から3月分については当年度の町民税所得割額をもとに算出します。



① 利用者負担額は、児童の保護者(父・母)の合計、家計主宰者の町民税額所得割の合計によって決定します。

町民税の所得割額は、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除、配当控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除などの税額控除(調整控除を除く)を控除する前の金額で決定します。課税された町民税の町民税所得割と異なる場合があります。

※家計主宰者とは…父・母の収入がそれぞれ103万円を超えない場合等において、父・母及び祖父母等のうち最多収入の者であるか、児童を市町村民税算定上、扶養控除の対象にしているか、児童を健康保険等において扶養家族としているかなどで判定。

② 多子世帯の保育料の軽減

【1号認定の場合】

1号認定では、**年少から小学校3年までの範囲内**に子どもが2人以上いる場合、最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子とカウントします。

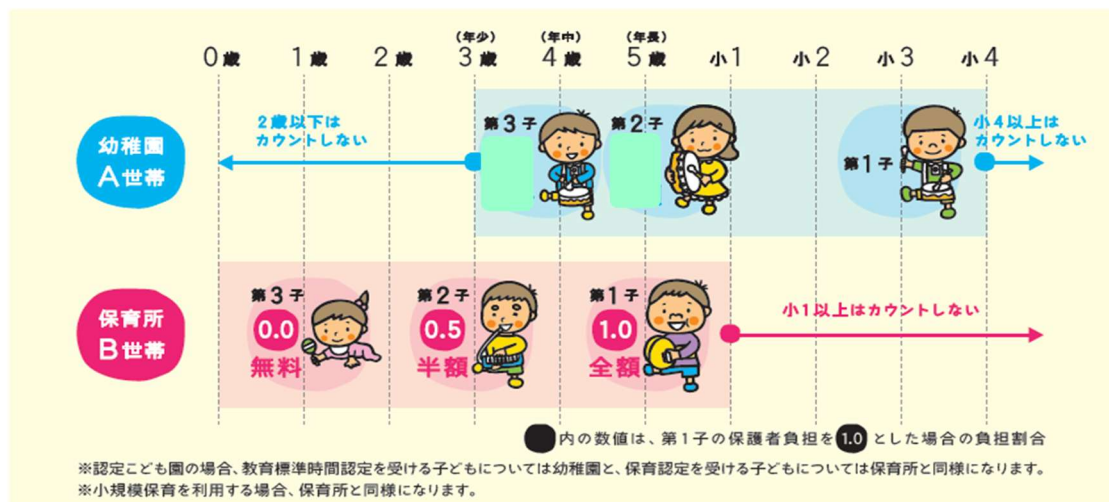
※ただし、第1子が年少から小学校3年生までの範囲外になった場合(成長して小4以上になった場合)は、それまで第2子だったお子さんを第1子とカウントします。

【2号・3号認定の場合】

2号・3号認定では、**小学校就学前の範囲内**に子どもが2人以上いる場合、最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子とカウントします。

第1子は全額負担となりますが、第2子は半額、第3子以降は無料となります。

※ただし、第1子が小学校就学前の範囲外になった場合(成長して小1以上になった場合)は、それまで第2子だったお子さんを第1子とカウントします。



③ ※1) 第2階層・第3階層と認定されたひとり親世帯、在宅障害(児)者のいる世帯、その他の世帯(生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯)は、保育料が軽減されます。

④ 利用者負担額の年齢区分は、クラス区分と同じです。年度途中で誕生日を迎えても、区分は変更になりません。

⑤ 延長保育料や実費負担分(給食費(3号認定を除く)・通園送迎費・教材費等)は、別途必要になります。

⑥ 令和元年10月から無償化となった利用者負担額には、副食費(おかず・おやつ等)は含まれません。保育料としてのお支払いはなくなりますが、主食・副食の給食費をまとめて利用施設にお支払いいただくこととなります。3号認定利用者負担額には、これまでどおり、給食代(主食・副食)を含みます。

⑦ 年収360万円未満相当世帯(1号認定は第3階層まで、2号認定(3歳児クラスから)は第4階層の一部まで)とすべての世帯の第3子以降(多子カウント年齢制限あり)の子ども達については、副食費が免除されます。